

# おかやま若者再チャレンジ応援宣言企業 募集要領

## 1 趣 旨

岡山県外で離職した若者の県内へのI J Uターン再就職と岡山県内で離職した若者の県内定着を進めるため、若者の再就職、再入社及び入社辞退者の再エントリーを応援することを宣言する企業等を「おかやま若者再チャレンジ応援宣言企業」として登録し、県ホームページ等でPRするものです。

## 2 若者の対象年齢

若者の対象年齢については、原則として35歳未満としますが、概ね50歳未満の方についても、その対象とすることができるものとします。

## 3 宣言区分及び宣言内容

企業等が自社の採用方針を踏まえて宣言する内容を選択できるよう、応援宣言は次の3区分とし、具体的な支援策がある場合は、その内容も併せて宣言できるものとします。

宣言の区分	宣言の内容
再就職応援宣言	岡山県内で再就職を希望する若者について、正社員としての採用に積極的に取り組みます。
再入社応援宣言	育児・介護・キャリアアップ等のため当社を退社した若者が、再入社を希望した場合は、正社員としての採用に積極的に取り組みます。
入社辞退者の再エントリー応援宣言	最終選考を通過したものの入社を辞退した新規学卒者が、学卒後3年以内に当社に再エントリーした場合は、正社員としての採用に積極的に取り組みます。

## 4 対象企業等

以下の要件をすべて満たす企業等とします。

- (1) 岡山県内に採用権限がある事業所を有する企業等であること
- (2) 次の雇用項目をホームページ等で公表していること ※①
  - ア 直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数、平均継続勤務年数
  - イ 研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容
  - ウ 前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数(男女別)、役員・管理職の女性割合
- (3) 過去1年間に労働基準関係法令違反に係る公表の対象となっていないこと
- (4) 過去1年間に事業主都合による解雇又は退職勧奨を行っていないこと
- (5) 過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
- (6) 暴力団関係事業主でないこと ※②
- (7) 性風俗関連特殊営業事業主でないこと ※③

## 5 登録申請

岡山県電子申請サービスから県に電子申請していただくか、登録申請書と対象要件チェック表を県に提出してください。

<https://www.pref.okayama.jp/site/240/556595.html>



## 6 登録審査等

県は、企業等から申請のあった内容を審査し、対象企業要件を満たす企業等を「おokayama若者再チャレンジ応援宣言企業」として登録し、県ホームページ等でPRします。

## 7 登録中止又は登録内容の変更

登録を受けた企業等（以下「登録企業等」といいます。）が、登録を中止又は登録内容を変更しようとするときは、中止又は変更後の内容について、岡山県電子申請サービスから県に電子申請していただくか、中止又は変更の届出書を県に提出してください。

## 8 登録の抹消

県は、登録企業等が対象要件を満たさなくなったなど、登録対象としてふさわしくない事由があると判断した場合は、登録を抹消することがあります。

## 9 取組の例外

登録企業等は、各宣言の対象となる若者又は入社辞退者が自社への就職を希望した場合でも、その時点で採用枠がないときは、選考をしないことができるものとします。

## 10 問い合わせ・申請書等提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6  
(岡山県庁本庁舎)  
岡山県産業労働部 労働雇用政策課

電話 086-226-7391  
Fax 086-226-7869  
メール koyou@pref.okayama.lg.jp

※① 雇用項目を公表しているとは、インターネットの利用その他の適切な方法により、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則第9条第4号に規定する項目を公表していることをいいます。

※② 暴力団関係事業主とは、企業等の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条第21号に規定する役員をいう。）又は企業等の経営に実質的に関与する者が、次に掲げる者のいずれかに該当する事業主をいいます。

- (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

※③ 性風俗関連特殊営業事業主とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業主をいいます。